

議案第 9 2 号

白岡市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例

白岡市勤労者体育センター条例（平成元年白岡町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 1 4 条関係）

利用区分		基本使用料	冷房使用料	備考
アリーナ	全面利用	8 0 0 円	実費に相当する額の範囲内で規則で定める額	1 使用料は、1 時間当たりの使用料とする。ただし、1 時間に満たない時間は、1 時間とする。
	半面利用	4 0 0 円		
	6 分の 1 面利用	2 0 0 円		
ミーティングルーム兼軽体育室		2 0 0 円		2 卓球台については、6 分の 1 面利用につき 1 台は無料とする。
卓球台（1 台）		2 0 0 円		
				3 白岡市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、杉戸町及び春日部市以外に居住する者（白岡市内の事業所等に勤務し、又は白岡市内の学校に在学する者を除く。）が利用する場合は、基本使用料の額を 2 倍とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

提 案 理 由

白岡市勤労者体育センターへの空調設備設置に伴い、夏季の猛暑下においても安全にスポーツをすることができるよう、利用者の申出に応じて冷房を稼働させるものである。

空調設備の稼働にあたっては、負担の公平性の観点から、発生する電気料等相当分を冷房使用料として利用者から徴収するため、本条例改正の必要を認め、本案を提出するものである。